

報告第十四号

専決処分した事件の報告について

破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百六十二条第一項第一号イによる否認権の行使について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり裁判外の和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

令和元年十一月二十五日

江戸川区長 齊藤 猛

## 別紙

## 一 和解概要

(一) 乙は、破産者が乙に弁済した金員のうち、金五万円について、破産法第六十二条第一項第一号イの弁済に該当し、甲への支払義務があることを認める。

(二) 乙は、前号の金員を、令和元年九月二十日までに支払う。

(三) 甲及び乙は、本件に関し、本件確認合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを確認する。

## 二 事案の概要

(一) 当事者 甲 破産者破産管財人弁護士

乙 江戸川区

(二) 事案の経過 乙は、元被保護者に対して平成二十五年七月二十六日付けで生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）

第七十八条に基づく保護費の返還を、及び平成二十六年九月二日付けで同法第二十四条第九項に基づく保護の変更による保護費の返還を求め、当該元被保護者は、乙が当該元被保護者が支払い不能であることを認識した平成三十年十一月十三日から令和元年五月十六日までの間にも弁済（以下「本件弁済」という。）を行った。

その後、令和元年六月二十六日付けで当該元被保護者についての破産手続開始決定がなされ、甲から江戸川区福祉事務所にに対し、本件弁済が破産法第六十二条第一項第一号イに基づく否認権の行使の対象に当たるとして、本件弁済の返還を求める請求があったため、否認権の行使に代わる和解を行ったもの

三 専決処分日 令和元年八月二十七日（同日和解）